

(写)

令和2年11月25日

新宿区長

吉住健一様

新宿区特別職報酬等審議会

会長 濱田一成

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

令和2年11月25日付け2新総総第2732号により諮問が
あった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会長	濱田一成
会長職務代理者	渡辺芳子
委員	上田良子
委員	大崎秀夫
委員	くまがい澄子
委員	桑原公平
委員	高橋文雄
委員	鰐沢信子
委員	松川英夫
委員	六田文秀

答 申

新宿区特別職報酬等審議会は、令和2年11月25日、新宿区特別職の期末手当の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公正かつ公平な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

本年10月の月例経済報告（内閣府）では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる」とする一方、「国内外の感染症の動向や金融市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と指摘しており、我が国の景気の先行きは、依然として不透明な状況である。

一方、区の財政状況は、令和元年度決算では、実質単年度収支が7年連続の黒字となった。基金全体の令和元年度末現在高は前年度から44億円増の576億円となったものの、新型コロナウイルス感染症対策等として令和2年度はこれまでに99億円の財政調整基金の取り崩しを行うなど、厳しい財政運営が見込まれる。また、経常収支比率は81.5%と、依然として適正水準を超えており、区の財政構造はさらに硬直化の度合いを高めている。

一般職員の給与改定については、本年の特別区人事委員会勧告では、特別給の公民較差を解消するため、本年12月に支給される期末手当を0.05月引き下げる内容となっている。

特別職の報酬は、その職務内容や社会的責任の重さ、区政を取り巻く社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならない。我が国の社会経済情勢は依然として不透明であり、一般職員の給与について特別区人事委員会から減額の勧告が出ていること等を勘案すると、特別職も一般職員と同様の減額措置を講ずることが妥当であると判断する。については、特別職の期末手当の支給月数を、別表のとおり0.05月引き下げることが妥当であると考える。

最後に、区長や議員等の特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、区は「新たな日常」の構築への取り組みとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を最優先事項とするとともに、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

(別 表)

1 区長、副区長、教育長、常勤の監査委員及び議会の議員期末手当の年間支給月数

区分	現行	改定後	改定内容
期末手当	3. 10月	3. 05月	▲0. 05月

2 改定の実施時期

令和2年12月1日から